

**鳥取県告示第656号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（町営土地改良事業坂上地区区画整理）について、平成22年11月1日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成22年11月9日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則